

## 「2019年度勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」 に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

1. 北海道労働者福祉協議会は「2019年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2018年10月24日に北海道知事へ提出しました。
2. さらに、要請内容の趣旨を明確にするため、2018年11月7日に「勤労者福祉向上キャンペーン」実行委員会メンバーが、道の関係部局に対して趣旨説明会を実施しました。
3. これに対して北海道からは、別掲のとおり2018年12月7日付で回答がありました。
4. 北海道労福協は、受理した回答内容について検証を行い、真意が不明瞭で不十分さが残る回答について、2018年12月20日に、追加要請・質問事項を道側へ伝えました。以下、そのことに対する追加の回答（口頭）を踏まえて、今般の要請に対する北海道労福協としての評価・見解を公表するものですが、一連の行動時期が「胆振東部地震」の復旧・復興期と重なったため、道として地元自治体や関係機関と連携をはかり、被災者に寄り添う対応をけん引していただいたことに敬意を払いつつも、総じて積極性に欠ける回答内容である、と受け止めざるを得ません。
  - (1) 「持続可能な社会づくりに向けた協同組合の促進・支援」の要請に対しては、基本的に前年度と同じ主旨の回答ではあるが、『協同労働の協同組合』に係る重要性について言及したことについては一定の評価を下しつつも、新たな雇用の場を創りだしていくためにも、道としての積極的な行動を期待したい。
  - (2) 道としての防災対策は、今般の「胆振東部地震」の発災を経験して明らかになった点がいくつかあり、特に備蓄品の充足度や点検・入れ換え等の実態については、国が各市町村へ直接調査を依頼して把握していることから、道は国からの情報によって知るということが明らかとなりました。今後も発生が予想される大規模災害を想定すれば、道としても各市町村の備蓄品の状況を常に把握しておくことは必須といえ、現状の仕組みにとらわれることなく、より責任ある対応が望まれる。

また、地域での防災訓練用として準備している「D o はぐ」については、その認知度が極めて低いものと思われ、様々な媒体を利用して広く道民に知らしめるとともに、積極的な活用を促す努力を切に期待する。
  - (3) 今や大きな社会問題となっている「奨学金制度」については、2017年3月に給

付

型奨学金制度が創設され、昨年4月から本格実施されているものの、対象者や支給金額は渴望されている水準にはほど遠い観がある。このような状況下で、今般の道の回答姿勢は基本的にこれまでと同様であり、一昨年来から要請している各市町村「独自の奨学金制度」の利用実態の公表についても、道の調査結果がホームページで更新・公表されたのが、回答受領後の12月下旬であり、道民に対する情報提供の姿勢はきわめて消極的であると言わざるを得ない。

また、「北海道独自の利子補給制度の創設」については、昨年に引き続き具体的な回答はなく、「地方創生の推進」に係る奨学金支援制度を創設・実施している府県は32に上っているが、道からの回答は、独自での検討はしていないとのことであり、昨年1月に道内経済界が中心となって立ち上げた「北海道で働こう応援会議」へ参画する中で検討していきたい、とするきわめて消極的な姿勢に終始している。

- (4) 改正された「生活困窮者自立支援制度」に対する道としての取り組み姿勢は、努力義務化された「その他の任意事業」に対するスタンスや、認定就労訓練の受け皿となる団体等の認定申請手続きの簡素化などは、一定の評価に値するものといえる。

ただ、支援会議の設置にあたっては、その構成メンバーが固定的でないとの返答があったものの、公的人材への偏りが窺われ、広く住民参加が求められている今日状況に鑑み、法の趣旨に則って協同組組合やNPO、町内会、労働組合などからの選任を考慮すべきと考える。

また、「生活保護基準の見直し」への対応については、市町村に対する『配慮要請』の通知文書のみ止まっており、『道民の生活に寄り添う姿勢』とはほど遠い観がある。さらに、フードバンクの位置付けや役割について見解を求めたことに対しては、口頭で「所管部署がないので『食品ロスの削減』にしか答えられない」という極めて貧相な回答に終わっている。

- (5) 継続課題としている「勤労者福祉資金融資制度」の改善に関しては、従前までの非正規自治体職員等への利用拡大と合わせて、「資金使途に自動車関連費用を追加する」ことを求めたものの、具体的な回答はなしに終わった。

また、当協議会に事前に一切連絡がないなかで、道独自で自治体非正規職員へのアンケート調査を実施し、結果も知らされなかったことは、これまでの経過に照らし、きわめて遺憾といわざるを得ず、この問題については、今般の要請・回答ゾーンにこだわらず、2019年度の最終的な予算確定期に向けて、引き続き道側と協議を継続する扱いとしたい。

- (6) 昨年秋口から、道内の灯油価格が高騰していたにもかかわらず、「福祉灯油制度」の実施自治体拡大に対する道としての指導性発揮に対する回答は、価格高騰の情勢に配慮することなく従前と同様の主旨であり、冬期間における道民生活の実情をまったく考慮しない姿勢が窺われる。追加で『福祉灯油に係る各市町村の実態調査は、後追い（前年度の調査）で行っても統計的な意味合いでしかなく、冬期間の道

民の生活を守るという観点からすれば、春以降の価格を注視しながら夏場に「福祉灯油」対策を講じる、という行政スタンスに替えることはできないのか。』との質問に対しても実のある返答はなく、「地域づくり総合交付金」制度の活用について振興局経由で各自治体へ働きかけている、との型通りの返答に終わっている。

(7) 道内「LP ガス」販売業者間の価格格差の問題に対する回答内容は、基本的に国任

せのスタンスといえ、道民生活のなかに偏在する不公正さを解決していく姿勢は残念ながら窺われない。

ただ、追加で「国土交通省(北海道局)との連携の下、『不動産取引説明事項』にLPガス料金の情報を挿入することぐらいはできないものか」と質したことに対しては、今年8月に行われる「宅地建物取引業法事務担当者会議」の場で、道として要請を行う旨の返答を得ており、引き続き積極的な関与姿勢を望むところである。

以 上